

議題 1

令和 7 年度中間市地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）の変更について

有限会社ことぶきタクシーは、令和 7 年 9 月 1 日付で合同会社ほほえみ中間へ事業を譲渡し、同日以降、コミュニティバスの運行事業者が合同会社ほほえみ中間へ変更となりました。

つきましては、令和 6 年度第 1 回中間市地域公共交通会議にてご承認を頂いておりました令和 7 年度中間市地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）の認定申請書を一部変更しましたので、当該内容につきまして、委員の皆様のご意見及び賛否をお伺いいたします。

なお、変更申請につきましては、国土交通省へ提出した後、指摘によって修正が発生する可能性があります。これらの必要な修正については事務局にご一任いただくことを含め、本会議にお諮りします。

（関連資料）

資料 4 令和 7 年度中間市地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）別紙

資料 5 令和 7 年度中間市地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）表 1

資料 6 中間南校区乗合タクシー事業計画書及び底井野校区予約型乗合タクシー事業計画書

令和 7 年 8 月 日

(名称) 中間市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中間市には、南北約4キロメートル、東西約6キロメートルの約16平方キロメートルの市域の中に、さまざまな公共交通機関が運行しており、通勤や通学、買い物や病院への通院など日常生活の移動に広く利用されている。

鉄道では、JR筑豊本線（福北ゆたか線）と筑豊電気鉄道がそれぞれ市の中心部を走り、住民の広域移動を支えている。また、市内のバス路線としては、西鉄バス中間線が、通勤・通学、買い物、病院への通院など日常生活の足として1日約280人、年間約10万人の方が利用している。さらに、タクシー事業者4社によって、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアのきめ細かな運行を行っており、鉄道駅及びバス停から離れた場所にお住まいの方や停留所までの移動が困難な方などにとって、欠かすことのできない移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口の減少やマイカーの普及により、地域公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、収益悪化による減便や路線の廃止などの影響が、公共交通の利用者離れを引き起こすなど、公共交通の負のスパイラルが引き起こされている。近年では、平成25年3月に、直方バスセンターから筑鉄中間までを運行していた西鉄バス中山中間線が廃止となり、また、路線廃止が検討された西鉄バス中間線は、平成21年4月から赤字補填を行うことで運行を継続している状況である。さらに、令和2年3月に西鉄高速バス「なかま号」の廃止に伴い、代替輸送手段として「高速千代ニュータウン」停留所への接続便「香月（中間）千代線」を運行していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により高速バスの利用者が大幅に減少し同路線の維持が困難となったことから、令和3年3月末をもって廃止した。

鉄道では、JR筑豊本線の筑前垣生駅が、平成26年7月から無人駅となり、平成29年3月からは中間駅においても、駅係員を廃止して防犯カメラとインターホンを通じた遠隔操作でお客様支援を行うスマートサポートステーションが導入された。さらに、平成30年3月のダイヤ改正では、直方駅から黒崎駅間において、利用者の少ないデertime（概ね10時から17時）の時間帯に往復8便が減便され、利便性の低下による公共交通離れに拍車がかかることが懸念される。

このような状況の中で、高度成長期時代に、山を切り開いて宅地開発を行った地形的に高低差のある地域や、遠賀川の西側地区のようにバス路線の廃止により身近な公共交通のない交通不便地域の住民は、高齢化の進展とともに、日常生活の移動が困難な状況に置かれており、問題となっている。特に、市東部に位置する中間南校区においては、隣接する北九州市のベッドタウンとして、昭和30年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であることから、地形的に高低差があり、最寄りの駅やバス停と、住宅との高低差が大きく、高低差による公共交通不便地が存在していた。また、市西部に位置する底井野校区では、西鉄バス中山中間線の廃止により、JR筑前垣生駅以外に公共交通の乗り場がなくなり、公共交通空白地域が広がっていた。

このため、買い物や通院等の日常の移動手段を確保するため、中間南校区では、平成27年10月から運行を開始した太賀・朝霧系統（通谷団地口～イオンなかま店）、及び通谷・桜台系統（セブンイレブン中間通谷店～イオンなかま店）の地域公共交通を維持すること、底井野校区では、平成28年10月から運行を開始した垣生・下大隈系統（下大隈公民館～イオンなかま店）、及び砂山・底井野系統（砂山7組～イオンなかま店）の地域公共交通を維持することに取り組み、さらに平成29年10月に実施した中間南校区住民座談会や、平成30年10月に実施した底井野校区住民座談会などから得た住民ニーズを把握しながら、運行改善に努めるとともに、市がめざすコンパクトシティの形成に向け、JR中間駅等の都市機能の集積を図る都市拠点と周辺地域との交流を図るための公共交通ネットワークの構築をめざす。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【中間南校区路線】

(令和7年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,616人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,632人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(令和8年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,648人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,616人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(令和9年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,648人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,616人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(目標設定の考え方)

令和5年度の利用者数は、太賀・朝霧系統593人(前年度343人)、通谷・桜台系統955人(前年度1,181人)で、太賀・朝霧系統においては増加し、通谷・桜台系統においては減少した。昨年度に引き続き利用者の増加に努めることとして、令和6年度計画と同様、1便当たりの利用者数の目標を2.0人とし、これに各年度の運行予定便数を乗じて年間の利用者数の目標値を設定している。

また、令和5年度の収支率は、太賀・朝霧系統8.71%(前年度6.11%)、通谷・桜台系統18.04%(前年度24.61%)で、太賀・朝霧系統においては増加し、通谷・桜台系統においては減少した。昨年度に引き続き収支率の改善に努めることとして、令和6年度計画と同様、太賀・朝霧系統、通谷・桜台系統ともに20%以上を目標値として設定している。

【底井野校区路線】

(令和7年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間816人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(令和8年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間824人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(令和9年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間824人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(目標設定の考え方)

令和5年度の利用者数は、垣生・下大隈系統316人(前年度251人)、砂山・底井野系統311人(前年度385人)で、垣生・下大隈系統においては増加し、砂山・底井野系統においては減少した。両系統の運行開始から令和5年度までの、1日当たりの平均運行便数が3.3便であることから、令和7年度計画では、1日の計画運行便数を4便とし、1便当たりの利用者数が2.0人以上となることを目標としている。

また、令和5年度の収支率は、垣生・下大隈系統18.50%(前年度21.07%)、砂山・底井野系統17.90%(前年度21.72%)で、両系統ともに減少しており、目標値に達していない。令和7年度計画では、令和6年度計画と同様、垣生・下大隈系統、砂山・底井野系統ともに25%以上を目標値として設定している。

(2) 事業の効果

中間南校区路線については、高齢化が進む太賀や通谷などの丘陵地の団地において、高齢者をはじめとする地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保され、お出かけ機会の創出等への効果が期待できる。底井野校区路線については、西鉄バス中山中間線が廃止されて以降、大部分が公共交通空白地となった底井野校区において、日常の買い物や病院への通院等のための移動手段の確保、及び西部地域と東部地域をつなぐことによる、両地域の交流促進等につながる。

また、谷間を運行する幹線バス路線である西鉄バス中間線、広域運行を行う筑豊電気鉄道といった既存の公共交通機関と連携を図ることで、利便性の向上による利用促進や、市がめざしているコンパクトシティ形成に向け、都市拠点と周辺地域との交流及び都市内の円滑な移動を支えるネットワークの構築につなげることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・平成28年度に実施した中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査結果及びモニタリング調査結果や平成29年度に実施した住民座談会で得た住民ニーズを分析し、運行改善や利用促進策の検討を行うとともに、事業の効果検証を行う。(中間市・事業者)
- ・平成29年度に実施した底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関する調査結果及びモニタリング調査結果や平成30年度に実施した住民座談会の結果を受けて、運行改善や利用促進策の検討を行うとともに、事業の効果検証を行う。(中間市・事業者)
- ・令和5年度に実施した中間市の地域公共交通に関する市民アンケート調査の結果を受けて、住民のニーズを分析し、運行改善や利用促進策の検討を行う。(中間市・事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【中間南校区路線】

① 運行予定時刻：別紙事業計画書及び運行計画書のとおり

運行予定期間：平成27年10月1日から運行開始済み

平成29年10月1日から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設。

令和元年10月1日から、通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。

令和2年10月1日から、通谷・桜台系統の運行ルートを変更。

令和3年10月1日から、中間市立病院の廃止とイオンなかま店の一時閉店に伴い、「中間市立病院」及び「イオンなかま店」停留所を廃止し、終点を「通谷電停」停留所に変更。

令和4年4月1日から、太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。

令和5年3月9日から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設し、終点を「イオンなかま店」停留所に変更の上、太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。

② 運行事業者の決定の経緯

一般社団法人北九州タクシー協会に中間市内に営業所のあるタクシー事業者の中から運行事業者の推薦を依頼し、運行主体となる事業者を決定。

③ 地域内フィーダー系統の補足

中間市には、地域間幹線系統である西鉄バス中間線が、市内を循環するように運行し、筑豊電気鉄道が地域住民の広域移動を担っている。中間南校区路線（①太賀・朝霧系統②通谷・桜台系統）は、同校区に居住する住民の日常生活における買い物と病院への通院を目的とした路線であるとともに、同校区が、山を切り開いて宅地開発を行った非常に高低差のある移動困難な地域であることから、交通不便地域における移動手段の確保を行うことを目的としている。

また、中間南区路線を新設した際には、既存の公共交通機関の利用促進を第1の基本方針に定め、経由地である通谷電停において、西鉄バス中間線及び筑豊電気鉄道を接続することで、生活交通路線としての機能を高めている。

さらに、既存の公共交通機関、特に西鉄バス中間線との競合を避けるため、運行時間帯については、概ね8時台から16時台までと通勤通学者の利用時間帯を避け、日常の買い物、病院への通院する利用者をターゲットとした運行としており、運賃についても、定額200円と西鉄バス中間線の初乗り運賃160円を下回らないよう設定している。

【底井野校区路線】

① 運行予定時刻：別紙事業計画書及び運行計画書のとおり

運行予定期間：平成28年10月1日から運行開始済み

平成29年10月1日から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設。

平成30年1月19日から、にしてつストアの建替え工事のため停留所を移設。

平成31年3月15日から、にしてつストア停留所を移設し、名称をレガネット中間に変更。

令和元年10月1日から、中間市役所停留所の乗降制限を解除。

令和3年10月1日から、中間市立病院の廃止とイオンなかま店の一時閉店に伴い、「中間市立病院」及び「イオンなかま店」停留所を廃止し、終点を「通谷電停」停留所に変更。

令和5年3月9日から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設し、終点を「イオンなかま店」停留所に変更の上、太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。

② 運行事業者の決定の経緯

一般社団法人北九州タクシー協会に中間市内に営業所のあるタクシー事業者の中から運行事業者の推薦を依頼し、運行主体となる事業者を決定。

③ 地域内フィーダー系統の補足

中間市西部に位置する底井野校区では、平成25年3月末に西鉄バス中山中間線が廃止され、底井野校区の大部分が公共交通空白地となり、さらに平成26年7月にJR筑豊本線の筑前垣生駅の無人駅化が行われるなど、利用者にとって利便性が低下し続けている状況にある。

運行形態に関して、底井野校区では、家屋が広く分布し人口密度が低い状況であることを考慮し、事前に予約して利用することで、地区の需要に対し適正で、経済的にも効率的な運行形態としている。また、既存の公共交通機関の利用を促進するために、東部地区においては、「レガネット中間」「通谷電停」「イオンなかま店」停留所における乗降を制限している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

中間市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を交付することとし、国庫補助金についても運行収入と同様、運行経費から差し引くものとする。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数及び収支率について、毎月の実績値をモニタリングし、評価を行う。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 26 年度	
5 月 20 日 (第 1 回)	交通会議設立、市の概要、交通体系の概要説明
7 月 23 日 (第 2 回)	小学校区別の地理的な特性について説明
9 月 26 日 (第 3 回)	モデル地区となる地域の選定
10 月～11 月	中間南校区を対象としたアンケート調査の実施
12 月 22 日 (第 4 回)	アンケート調査の結果報告、中間南校区をモデルとした事業計画及び運行計画案の説明
2 月 2 日 (第 5 回)	中間南校区をモデルとした事業計画及び運行計画について合意、生活交通ネットワーク計画素案の説明
平成 27 年度	
5 月 26 日 (第 1 回)	生活交通確保維持改善計画(旧生活交通ネットワーク計画)全体の合意
7 月 14 日 (第 2 回)	地域公共交通網形成計画等策定に向けた事業の実施内容及び計画策定スケジュールについて説明
7 月～8 月	底井野校区を対象としたアンケート調査の実施
10 月	地域公共交通に関するアンケート調査の実施
10 月 28 日 (第 3 回)	底井野校区アンケート調査の結果報告、中間市における公共交通の課題について説明
12 月 18 日 (第 4 回)	地域公共交通に関するアンケート調査の結果報告、底井野校区予約型タクシー事業計画及び運行計画案の説明、地域公共交通網形成計画案(課題と方策)の説明
2 月 3 日 (第 5 回)	底井野校区予約型タクシー事業計画及び運行計画について合意、地域公共交通網形成計画案(実施施策)の説明
2 月 10 日～3 月 10 日	地域公共交通網形成計画案のパブリックコメントの実施
3 月 24 日 (第 6 回) 【書面開催】	地域公共交通網形成計画の合意、生活交通確保維持改善計画案の提示
平成 28 年度	
5 月 27 日 (第 1 回)	生活交通確保維持改善計画の合意
7 月 22 日 (第 2 回)	地域公共交通網形成計画推進事業の取り組み内容の説明
8 月 16 日 (第 1 回幹事会)	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査票案及び公共交通マップ案の説明
10 月 3 日～10 月 19 日	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査の実施
11 月 21 日 (第 2 回幹事会)	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査の結果報告案の提示、底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行状況の説明
12 月 21 日 (第 3 回)	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査結果及びモニタリング調査結果報告(案)の提

	示、公共交通マップ案の提示、底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行状況の報告
2月3日（第4回）	中間南校区モニタリング調査結果報告書及び公共交通マップの合意
平成29年度	
5月22日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
7月24日（第2回）	生活交通確保維持改善計画修正案の合意
8月21日 （第1回幹事会）	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査票及び中間南校区住民座談会、路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの説明
9月27日～10月13日	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査の実施
10月18日、10月19日 10月23日、10月25日	中間南校区住民座談会の実施
10月31日～11月16日	路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの実施
11月13日 （第2回幹事会）	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告、中間南校区住民座談会結果報告
12月22日（第3回）	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告書案及び中間南校区住民座談会報告書案、中間市モビリティ・マネジメント実施計画アンケート調査結果報告書案の提示
2月2日（第4回）	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告書及び中間南校区住民座談会報告書、中間市モビリティ・マネジメント実施計画アンケート調査結果報告書の同意
平成30年度	
5月28日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
10月15日 （第1回幹事会）	底井野校区住民座談会、路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの説明
10月16日、10月17日 10月18日、10月23日 10月26日	底井野校区住民座談会の実施
1月10日（第2回）	底井野校区住民座談会報告書案の提示 路線バス沿線住民へのモビリティ・モビリティ・マネジメントの実施状況報告
2月15日（第3回）	生活交通確保維持改善計画の素案の提示、「にしてつストア」停留所移設に関する進捗状況報告
令和元年度	
5月24日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
12月27日（第2回） 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
令和2年度	
6月5日（第1回） 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の素案の提示
7月8日（第2回） 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の合意

12月25日（第3回） 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
令和3年度	
5月19日（第1回） 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の合意
12月20日（第2回） 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
12月25日（第3回） 【書面開催】	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の運行時刻の変更の承認
令和4年度	
6月10日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
10月21日（第2回） 【書面開催】	中間市地域公共交通網形成計画の効果検証 コミュニティバス停留所「イオンなかま店」の設置に係る合意
12月19日（第3回） 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
1月18日（第4回） 【書面開催】	コミュニティバス全系統の運行経路及び運行時刻の変更の承認
令和5年度	
6月2日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意、中間市地域公共交通計画策定に係る委託事業者の選定方法の承認
8月24日（第2回）	公共交通計画策定に向けた事業の実施内容及び計画策定スケジュールについて説明、市民アンケート調査について説明
11月8日（第3回）	市民アンケート調査及び交通事業者ヒアリングの結果報告、調査結果及び現況整理から抽出した課題について説明
1月10日（第4回）	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認、地域公共交通計画の課題・理念・方針・目標・事業案について説明
2月13日（第5回）	地域公共交通計画の素案に対する主な指摘事項と対応案について説明、地域公共交通計画における基本目標の指標と目標値について説明
2月15日～3月15日	地域公共交通計画案のパブリックコメントの実施
3月19日（第6回） 【書面開催】	地域公共交通計画案のパブリックコメント実施結果の承認、地域公共交通計画の合意
令和6年度	
6月5日（第1回）	地域公共交通計画（確保維持改善事業）の合意
12月18日（第2回）	地域公共交通計画（確保維持改善事業）の事業評価の承認 北九州市営バス「水巻南部循環線」の廃止申出に係る合意
令和7年度	
6月9日（第1回）	地域公共交通計画（確保維持改善事業）の合意
8月22日（第2回）	地域公共交通計画（確保維持改善事業）の変更（運行事業者変更）の合意

19. 利用者等の意見の反映状況

【中間南校区路線】

中間南校区を対象としたアンケート調査を実施し、買い物、病院への通院のための移動手段の確保を求める意見と、9時から11時、13時から15時までの間の運行を希望する意見が多かったことから、そちらに重点を置いた計画とした。

【底井野校区路線】

底井野校区を対象としたアンケート調査を実施。また、利用者の希望する目的地から運行ルートを設定し、さらに住民の外出頻度等の現状を踏まえ、週に複数回利用できるよう、運賃を設定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県中間市中間一丁目1番1号

(所 属) 中間市建設産業部都市計画課

(氏 名) 藤末 幸志

(電 話) 093-246-6155

(e-mail) juutakukoutuu@city.nakama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
中間市	ひかり第一交通(株) 産業タクシー(株)	(1) 太賀・朝霧系統	通谷団 地口	通谷二区	イオンな かま店	往 5.1km 復 5.5km	101日	404回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	(有)ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	セブン イレブン 中間通 谷店	通谷二区	イオンな かま店	往 3.9km 復 4.0km	102日	408回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	(有)ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統		福岡県中間市(大 字下大隈、大字 上底井野、大字 垣生)、中間市役 所		往 km 復 km	101日	404回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	ひかり第一交通(株)	(4) 砂山・底井野系統		福岡県中間市(大 字垣生、大字中 底井野、大字上 底井野)、中間市 役所		往 km 復 km	102日	408回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
中間市	ひかり第一交通(株) 産業タクシー(株)	(1) 太賀・朝霧系統	通谷団 地口	通谷二区	イオンな かま店	往 5.1km 復 5.5km	101日	404回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	(有)ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統 (R6.10.1～R7.8.31)	セブン イレブン 中間通 谷店	通谷二区	イオンな かま店	往 3.9km 復 4.0km	93日	372回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	合同会社 ほほえみ中間	(2) 通谷・桜台系統 (R7.9.1～R7.9.30)	セブン イレブン 中間通 谷店	通谷二区	イオンな かま店	往 3.9km 復 4.0km	9日	36回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	(有)ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統 (R6.10.1～R7.8.31)		福岡県中間市(大 字下大隈、大字 上底井野、大字 垣生)、中間市役 所		往 km 復 km	92日	368回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	合同会社 ほほえみ中間	(3) 垣生・下大隈系統 (R7.9.1～R7.9.30)		福岡県中間市(大 字下大隈、大字 上底井野、大字 垣生)、中間市役 所		往 km 復 km	9日	36回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③
	ひかり第一交通(株)	(4) 砂山・底井野系統		福岡県中間市(大 字垣生、大字中 底井野、大字上 底井野)、中間市 役所		往 km 復 km	102日	408回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 である西鉄バス北九州(株) の中間線通谷電停停留所 と通谷電停停留所にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

資料 6

中間南校区乗合タクシー事業計画書（R6.10月～R7.9月）

I. 事業目的

中間市の東部に位置する中間南校区は、隣接する北九州市のベッドタウンとして、昭和 30 年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であります。そのため、地形的に高低差があり、また、高齢化率が 35%を超えるなど、高齢者や障がい者の方にとりましては、非常に移動が困難な地域であることから、地区内の 12 の全自治会より、地区内を循環して買い物・病院への通院に気軽に利用できる移動手段の確保について、要請がありました。

このような地域の現状を踏まえ、中間南校区乗合タクシー事業の基本方針を定め、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、地域の活力を維持し、地域が活性化するよう、気軽に外出できる移動手段の環境整備を行うものであります。

○中間南校区乗合タクシー事業の基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動手段の確保
4. 地域住民からの要望

II. 運行方法の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 運行の態様 | 路線定期運行 |
| 2. 営業路線 | 通谷団地口からイオンなかま店まで
セブーンイレブン中間通谷店からイオンなかま店まで |
| 3. 運行主体 | 中間市 |
| 4. 運行事業者 | 有限会社ことぶきタクシー（事業者代表）
※令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで
ひかり第一交通株式会社
産業タクシー株式会社
合同会社ほほえみ中間（事業者代表）
※令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで |

【運行事業者の選定方法】

中間南校区乗合タクシー事業は、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

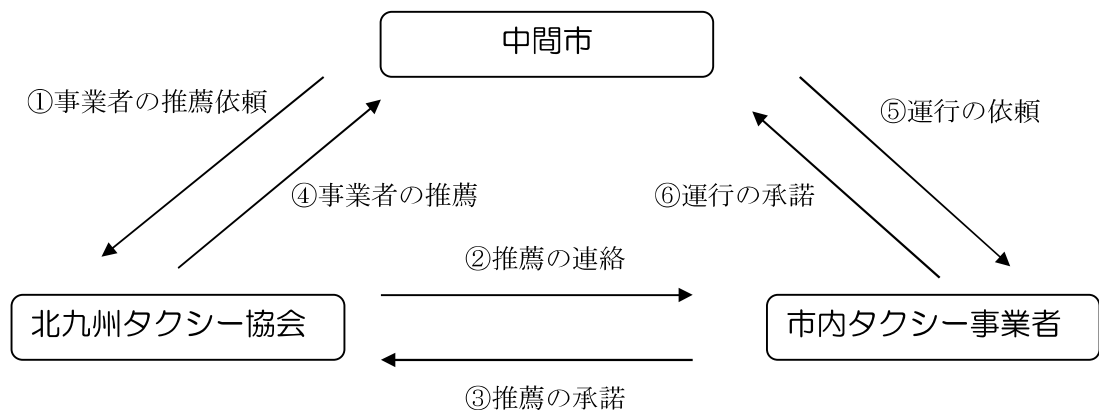
幹線バス路線から住宅団地内の幅員約 6m の道路を運行するため、使用車両は 10 人以下（セダンタイプを含む）に限られます。

そのことから、運行主体としては、住宅団地内の有償旅客運送のノウハウが

あり、乗り残しなどの対応が迅速に対応できる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の事業計画・運行計画案にもっとも適した事業者であると考えます。相乗効果として、幹線バス路線である西鉄バス中間線に接続し、筑豊電気鉄道との乗換時刻などを調整することで、利用促進が期待できます。

(1) 市内タクシー事業者からの選定方法

中間市から北九州タクシー協会に対し、運行事業者となつて継続的な事業が実施できるタクシー事業者（１社以上）の推薦を依頼する。



(2) 運行協定：中間南校区乗合タクシー事業の実施に伴う協定書及び共同運行協定書

交通弱者の移動手段を継続的な安全運行により確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。

中間南校区自治会

利用促進（校区内広報）
運行コース、時刻の検討
回数券の販売
停留所の管理

市内タクシー事業者

乗合タクシーの安全運行
乗合タクシー利用者数の把握
運行コース、時刻の検討
利用促進（回数券販売など）

中間市

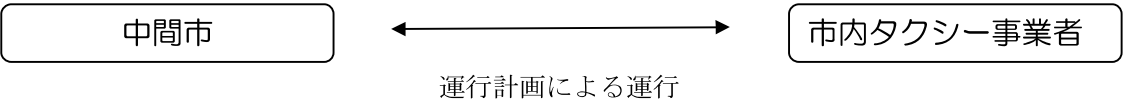
運行経費・停留所設置の財政的支援
利用促進（広報掲載）
運行コース、時刻の検討
回数券の販売

北九州タクシー協会

運行全般に関する助言
安全運行及び利用促進など

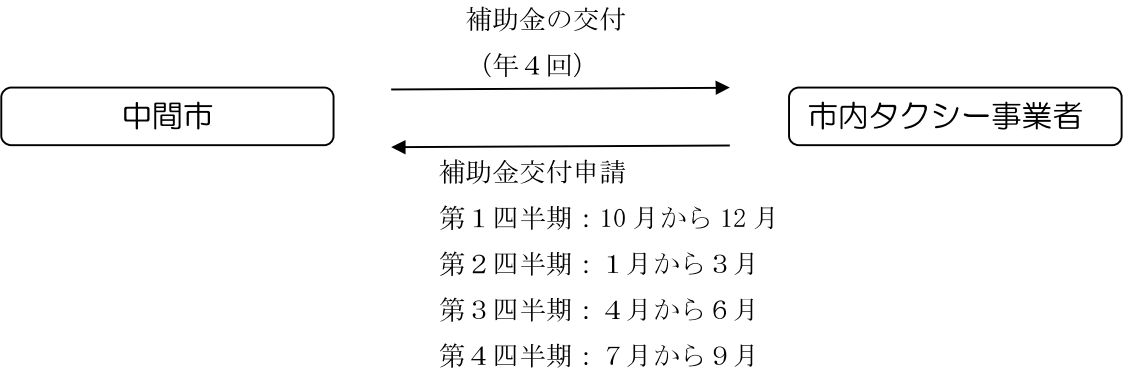
(3) 運行委託：中間南校区乗合タクシー運行業務委託契約書

地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行及び既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運行主体である市と運行事業者である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく委託契約を締結する。



(4) 運行補助：中間市コミュニティバス路線運行維持費補助金交付要綱

補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、四半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。



5. 運行開始日 平成 27 年 10 月 1 日（運行変更日 令和 5 年 3 月 9 日）

6. 路線に関する事項

1	起 点	通谷団地口		
	終 点	イオンなかま店		
	キロ程	往路 5.1km 復路 5.5km		
	主たる経由地	通谷二区		
	道路管理者	中間市		
2	起 点	セブーンイレブン中間通谷店		
	終 点	イオンなかま店		
	キロ程	往路 3.9km 復路 4.0km		
	主たる経由地	通谷二区		
	道路管理者	中間市		
計		路線合計	2 区間	路線キロ計 18.5km

底井野校区予約型乗合タクシー事業計画書（R6.10月～R7.9月）

I. 事業目的

中間市の西部に位置する底井野校区は、鞍手町、遠賀町と隣接し、田畑や工場団地、都市公園である垣生公園が立地する自然豊かな地域ですが、近年、同地区の地域公共交通は、平成25年3月末に西鉄バス中山中間線が廃止され、平成26年7月にJR筑豊本線の筑前垣生駅の無人駅化が行われるなど、利用者にとって利便性が低下し続けている状況にあります。

このような中、底井野校区の5つの自治会の総意により、日常の買い物や病院への通院を目的とした新しい地域公共交通の導入を求める要望書が提出され、また、新しい地域公共交通の導入に向けたアンケート調査の結果による地域の現状を踏まえ、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、底井野校区予約型乗合タクシー事業の基本方針に基づいた、西部地域と東部地域をつなぐ移動手段の環境整備を行い、両地域の交流を促進します。

○底井野校区予約型乗合タクシー事業の基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動手段の確保
4. 地域住民からの要望

II. 運行方法の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 運行の態様 | 区域運行 |
| 2. 営業区域 | 福岡県中間市（大字下大隈、大字上底井野、大字垣生）、
中間市役所
福岡県中間市（大字垣生、大字中底井野、大字上底井野）、
中間市役所 |
| 3. 運行主体 | 中間市 |
| 4. 運行事業者 | 有限会社ことぶきタクシー（事業者代表）
※令和6年10月1日から令和7年8月31日まで
ひかり第一交通株式会社
合同会社ほほえみ中間（事業者代表）
※令和7年9月1日から令和7年9月30日まで |

底井野校区予約型乗合タクシー事業は、大型輸送を行う幹線バス路線が廃止された地域と田畑が広がる狭隘な道路周辺にある住宅地が営業区域となること

から、中間南校区と同様、幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段が想定されます。

このことを踏まえ、運行経路や運行回数、使用車両、運行時刻等を検討する事業計画書、運行計画書の策定を行い、必ず幹線バス路線である西鉄バス中間線及びその他の公共交通に接続する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努めます。

【運行事業者の選定方法】

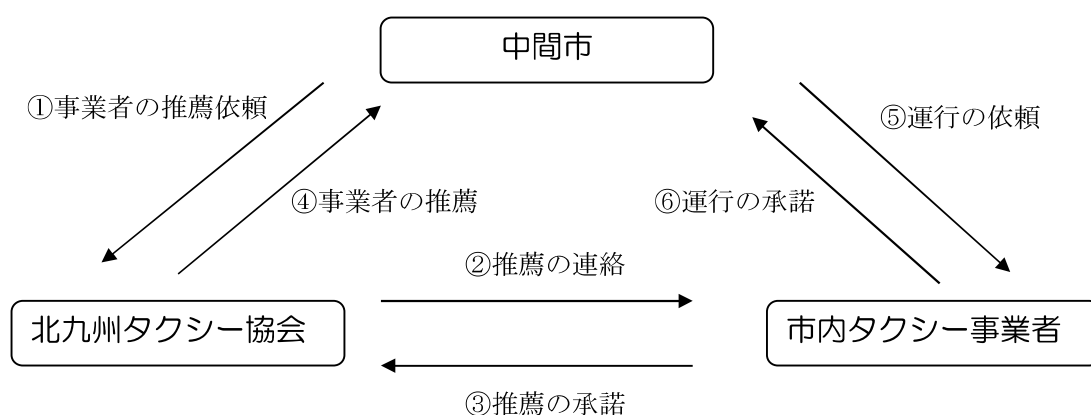
底井野校区予約型乗合タクシー事業は、中間南校区と同様、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

集落内及び田畑が広がる狭隘な道路を運行するため、使用車両は10人以下（セダンタイプを含む）に限られます。

そのことから、運行事業者としては、集落内の有償旅客運送のノウハウがあり、乗り残しなどの対応が迅速にできる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の予約型乗合タクシー事業の運行事業者としてもっとも適していると考えます。

（１）市内タクシー事業者からの選定方法

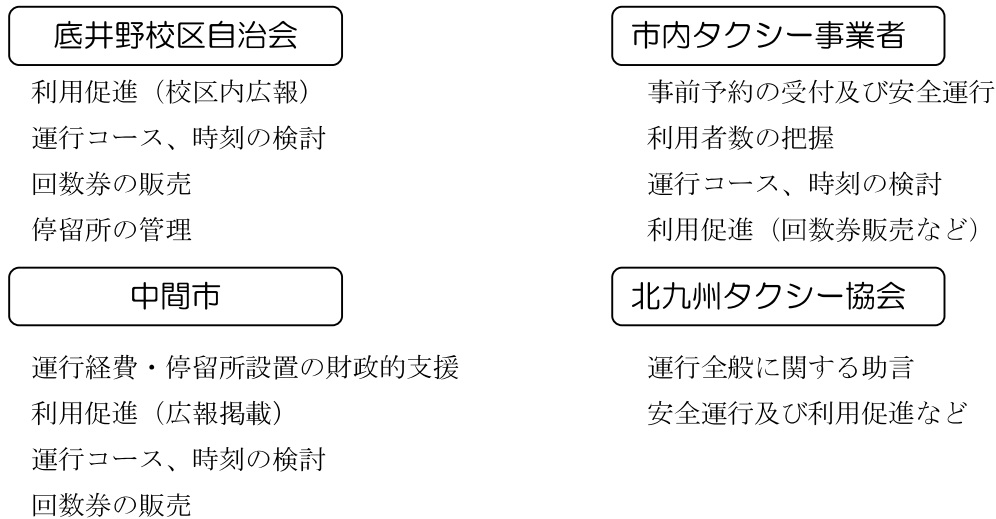
中間市から北九州タクシー協会に対し、運行事業者となって継続的な事業が実施できるタクシー事業者（１社以上）の推薦を依頼する。



（２）運行協定：底井野校区予約型乗合タクシー事業の実施に伴う協定書

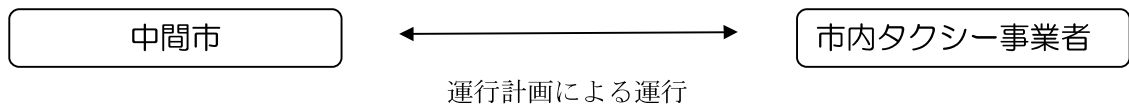
※共同運行となる場合は、共同運行協定を締結する。

交通弱者の移動手段を継続的な安全運行により確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。



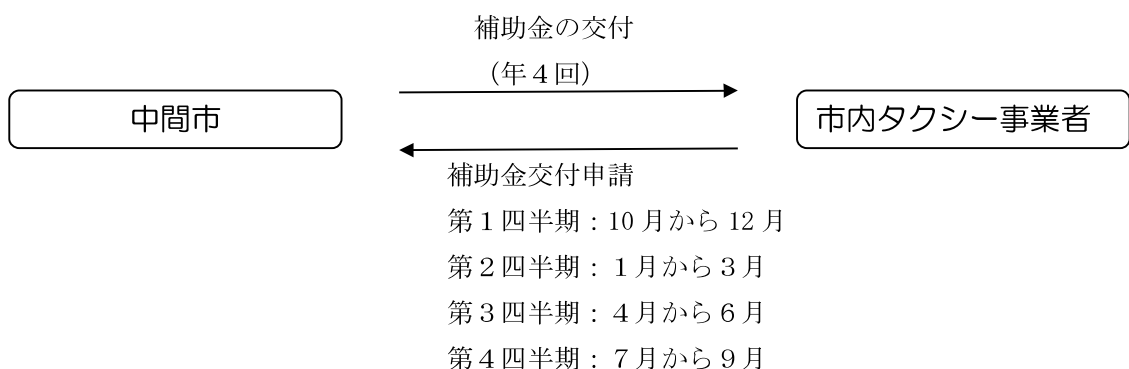
（３）運行契約：底井野校区予約型乗合タクシー運行業務委託契約書

地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行及び既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運行主体である市と運行事業者である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく委託契約を締結する。



（４）運行補助：中間市コミュニティバス路線運行維持費補助金交付要綱

補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、四半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。



5. 運行開始日 平成28年10月1日（運行変更日 令和5年3月9日）

6. 運送の区間

底井野校区及び中間市役所を営業区域とし、レガネット中間、通谷電停、及びイオンなかま店を乗降ポイント（乗降制限あり）とする。

運送経路及び特定乗降場所

(1) 垣生・下大隈系統

往路：①→⑯

復路：⑯→①

① 下大隈公民館
② 下大隈 J R ガード横
③ 瀬戸
④ 底井野郵便局
⑤ 上底井野 1 5 組
⑥ 砂山公民館
⑦ 砂山ゆかい農園前
⑧ 砂山口
⑨ 地域交流センター・さくら館
⑩ 垣生町さくら館そば
⑪ J R 筑前垣生駅
⑫ 垣生町入口
⑬ 中間市役所
⑭ レガネット中間 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)
⑮ 通谷電停 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)
⑯ イオンなかま店 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)

(2) 砂山・底井野系統

往路：①→⑰

復路：⑰→①

① 砂山 7 組
② 三軒屋会館
③ 中底井野記念碑
④ 中底井野 3 組
⑤ 中底井野公民館
⑥ 上底井野 7 組入口
⑦ 上底井野公民館
⑧ 底井野小学校横
⑨ シルバー人材センター
⑩ 地域交流センター・さくら館
⑪ 垣生町さくら館そば
⑫ J R 筑前垣生駅
⑬ 垣生町入口
⑭ 中間市役所
⑮ レガネット中間 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)
⑯ 通谷電停 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)
⑰ イオンなかま店 (往路は降車のみ、復路は乗車のみ)

7. 発地の発車時刻、着地の到着時刻及び運行間隔時間

※垣生・下大隈系統、砂山・底井野系統共通

	発車時刻	到着時刻	運行間隔時間	予約可能時間
1 便 (往路)	8 : 15	8 : 55	—	7 時 15 分まで
2 便 (復路)	9 : 20	10 : 00	25 分間	8 時 20 分まで
3 便 (往路)	10 : 15	10 : 55	15 分間	9 時 15 分まで
4 便 (復路)	11 : 20	12 : 00	25 分間	10 時 20 分まで
5 便 (往路)	13 : 15	13 : 55	75 分間	12 時 15 分まで
6 便 (復路)	14 : 20	15 : 00	25 分間	13 時 20 分まで
7 便 (往路)	15 : 15	15 : 55	15 分間	14 時 15 分まで
8 便 (復路)	16 : 20	17 : 00	25 分間	15 時 20 分まで